

広島県告示第百三十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和四年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から簡易オルソ画像を作成する。

二 作業期間

令和四年四月十二日から令和五年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市、三次市、東広島市、安芸高田市